

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和五年四月十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 項 目	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人健心会 呉 やけやま病院	呉市焼山南一丁目 8番23号	名称	医療法人社団生和会 呉やけやま病院
病院	医療法人社団健勝会 セオ病院	福山市住吉町4番 1号	名称	医療法人社団健照会 住吉ふじい病院